

## 公立大学法人青森公立大学学長選考規程

平成23年10月9日

規程第30号

改正 平成27年11月規程第29号

平成28年 6月規程第16号

平成29年 3月規程第10号

平成29年10月規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）及び公立大学法人青森公立大学学長選考会議規程（平成23年規程第29号）に基づき、青森公立大学の学長の選考、任期及び解任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考事由及び時期)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠けたとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の3か月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にはその事由が生じたときに速やかに行う。

(選考の基準)

第3条 学長は、人格が高潔で学識に優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる組織管理能力を有する者のうちから選考する。

(学長選考の方法)

第4条 選考会議は、学内外から学長として適任と思われる者（以下「学長候補者」という。）を選考会議委員に単記無記名投票により推薦を求めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、選考会議は、選考会議委員以外の者に学長候補者の推薦を求めることができる。
- 3 前項の推薦は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）の適用を受ける教員職員及び事務職員（主査以上の職位にある者に限る。）3名以上の推薦者が、被推薦者の同意をもって行うものとする。
- 4 第1項において推薦され、学長候補者となることに同意した者は経歴、業務実績等の書類を提出するものとする。

- 5 第2項の推薦は、被推薦者の経歴、業務実績等の書類を添えて行うものとする。
- 6 第3項の推薦者は、同時に2名以上の学長候補者の推薦者になることができない。
- 7 選考会議は、第3項又は第4項により同意した学長候補者の中から、学長として最も適任であると認められる者（以下「学長適任者」という。）として1名の者を選考する。
- 8 前項の選考に当たって、選考会議各委員の判断の参考に資するため、次条の定めるところにより意見聴取を行う。
- 9 選考会議は、前項の意見聴取を行うに当たっては、学長候補者の所信発表の機会を設けるとともに経歴等を公開するものとする。
- 10 選考会議は、学長適任者と面談して所信をただし、受諾の意思を確認する。  
（意見聴取）

第5条 前条第8項に規定する意見聴取は、経営審議会及び教育研究審議会から行うものとする。

（選考結果の理事長への報告）

第6条 選考会議の議長は、学長適任者の選考結果を理事長に報告し、学内外に公表する。

（学長の任期）

第7条 学長の任期は、4年とする。

- 2 学長は、再任されることができる。
- 3 任期の途中で学長が退任した場合において、新たに任命された学長の任期は、第1項の規定にかかわらず、任命された日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。
- 4 定款第14条第2項に定める副理事長の任期は、この規程による学長の任期によるものとする。

（解任の申出）

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため、学長職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 学長として職務を遂行させることが適切でないとき。
- (4) その他学長としてふさわしくないと認められるとき。

（解任の審議等）

第9条 前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、選考会議は、速やかに学長解任について審議するものとする。

- (1) 選考会議の委員から解任申出の請求があったとき。

- (2) 経営審議会から解任申出の請求があったとき。
- (3) 教育研究審議会から解任申出の請求があったとき。
- 2 選考会議は、前項の審議を行うに当たっては、学長に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考会議は、第1項の審議を行うに当たっては、経営審議会又は教育研究審議会に意見を求めることができる。
- 4 第1項の審議の結果、学長解任が妥当であると認めた場合は、選考会議の議長は、理事長に対し学長解任の申出を行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長の選考、任期及び解任に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は平成23年10月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成27年11月3日から施行する。

附 則 (平成28年規程第16号)

(施行期日)

この規程は平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第10号)

(施行期日)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第13号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成29年10月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の改正前に任命された学長の任期は、従前の例による。